

申請に対する処分の審査基準

担当部署: 社会教育部文化財課

No.001

処 分 名	史跡神明貝塚の現状変更の許可
処 分 の 概 要	史跡神明貝塚の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為に対する許可
根拠法令等・条項	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 125 条第 1 項ただし書き 文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 5 条第 4 項
審 査 基 準	1 土地形状の変更 下記の行為を除き、原則、認めない。 ・ 史跡神明貝塚保存活用計画に基づく史跡の整備を目的とするもの ・ 法第 125 条但し書きに規定する原状復旧、応急措置 2 営農（公有地化まで） 現状の方法を維持する場合に限り、認める。 下記の行為は、原則、認めない。 ・ 牛蒡の栽培など、深い耕作を伴うもの ・ 果樹、植木の栽培など、根が大きく張るもの ・ ウドの栽培、芋室の造成など、深い掘削を伴うもの ・ 新規の井戸掘削 下記の行為は、史跡の保存、景観に影響を与えない場合に限り、認める。 ・ 農業用ハウスの設置、改修 ・ 畑から田へ、または田から畑への変更 ・ 農業用送水管の改修 3 建築物 （１）新築 下記の行為を除き、原則、認めない。 ・ 史跡神明貝塚保存活用計画に基づく史跡の整備を目的とするもの ・ 既設の建築物と同範囲に建築し、かつ、土地形状の変更を伴わず、史跡の保存、景観に影響を与えないもの （２）増築改築 下記条件を満たす場合、認める。 ・ 必要最小限の範囲、規模であること ・ 史跡の保存、景観に影響を与えないこと ・ 史跡の本質的価値、及び景観を向上させること

(3) 除却

下記条件を満たす場合、認める。

- ・ 必要最小限の範囲、規模であること
- ・ 史跡の保存、景観に影響を与えないこと

4 工作物

(1) 設置

下記の行為を除き、原則、認めない。

- ・ 115 条第 1 項に規定する史跡の管理に必要な施設
- ・ 史跡神明貝塚保存活用計画に基づく史跡の整備を目的とするもの
- ・ 既設の工作物と同範囲に建築し、かつ、土地形状の変更を伴わず、史跡の保存、景観に影響を与えないもの

(2) 改修除却

下記条件を満たす場合、認める。

- ・ 必要最小限の範囲、規模であること
- ・ 史跡の保存、景観に影響を与えないこと

5 埋設物

(1) 新設

下記の行為を除き、原則、認めない。

- ・ 法第 115 条第 1 項に規定する史跡の管理に必要な施設
- ・ 史跡神明貝塚保存活用計画に基づく史跡の整備を目的とするもの

(2) 除却

下記条件を満たす場合、認める。

- ・ 必要最小限の範囲、規模であること
- ・ 史跡の保存、景観に影響を与えないこと

6 道路

(1) 新設拡幅

下記の行為を除き、原則、認めない。

- ・ 史跡神明貝塚保存活用計画に基づく史跡の整備を目的とするもの

(2) 改修除却

下記条件を満たす場合、認める。

- ・ 必要最小限の範囲、規模であること
- ・ 史跡の保存、景観に影響を与えないこと

7 樹木

(1) 植樹

下記の行為を除き、原則、認めない。

- ・ 史跡神明貝塚保存活用計画に基づく史跡の整備を目的とするもの
- ・ 史跡の保存、景観に影響を与えないこと

	・法面を保護するためのもの (2) 管理 枝剪定、施肥、草刈り、清掃などの日常管理は認める。 (3) 伐採 下記の行為を除き、原則、認めない。 ・史跡神明貝塚保存活用計画に基づく史跡の整備を目的とするもの ・法第 125 条但し書きに規定する原状復旧、応急措置 (4) 抜根 下記の行為を除き、原則、認めない。 ・史跡神明貝塚保存活用計画に基づく史跡の整備を目的とするもの 8 発掘調査 下記の行為を除き、原則、認めない。 ・史跡の保存、活用、整備目的の調査 ・法第 125 条但し書きに規定する原状復旧、応急措置に先立つ調査
標準処理期間	30 日
設定年月日	令和 2 年 3 月 10 日（史跡指定年月日）
申請時期	随時
申請方法	本庁4階文化財課窓口への提出
備考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■文化財保護法

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

■文化財保護法施行令

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第一百五十一条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。))が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。))を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巢で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

申請に対する処分の審査基準

担当部署:社会教育部文化財課

No.002

処 分 名	市指定文化財の現状変更の許可
処 分 の 概 要	市指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為に対する許可
根拠法令等・条項	春日部市文化財保護条例（平成 17 年条例第 195 号）第 13、40 条
審 査 基 準	許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであつて、法令（条例）等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	30 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁4階文化財課窓口への提出
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■春日部市文化財保護条例

（現状変更等の制限）

第 13 条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を行う場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 委員会は、第 1 項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第 1 項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

（現状変更等の制限）

第 40 条 市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置及び非常災害のために必要な応急措置を行う場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第 1 項の規定による許可を与える場合においては、第 13 条第 3 項の規定を準用する。